

市制施行 50 周年を記念して 原動機付自転車のご当地ナンバープレートを導入します

問合せ先 税務課市民税係（窓口⑨） ☎22218

交付手数料
無料

市民の皆さまに市への愛着や誇りを深めていただくとともに、その魅力を広く発信したいという思いを込め、美しい下田の海をベースに、風物詩であるサーフィンと「べるりん」を組み合わせたデザインとしました。

令和4年1月17日（月）から受付順による一般交付を開始しますが、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止や混雑を避けるため、**事前申込をされた方について、先行して交付を行います。**なお、交付ナンバーは抽選とし、各種「下田市〇・〇・1」から始まり、期間内に申込みされた方の台数分までを対象とします。希望ナンバー制や、先着順ではありませんので、ご了承ください。

事前申込期間

12月20日（月）まで
（※当日消印有効）

事前申込方法

「ご当地ナンバー事前交付申込書」を税務課市民税係まで郵送又はご持参ください。
申込用紙は、市ホームページ、税務課市民税係（窓口⑨）にあります。

対象者

- ・既存のナンバープレートから交換を希望される方
※希望ナンバー制ではありませんので、ナンバーは変更となります。
- ・原動機付自転車の購入や譲渡等により新規登録される方（12月20日（月）までに取得され、主たる定置場が市内のものに限る。）
※ナンバー交付まで期間があります。その間に原動機付自転車を使用したい場合は、一度既存のナンバープレートの交付申請をしていただき、ナンバー交換により対応しますので、お問い合わせください。

事前交付期間及び交付場所

令和4年1月8日（土）、9日（日）、11日（火）～13日（木）8:30～17:15
※事前交付申込された方に、交付予定日時について年内に通知します。
税務課市民税係（窓口⑨） ☎22218

ナンバープレート交付時に必要なもの（通知した受取日にお持ちください）

A. 既存の本市ナンバーから交換する場合（※標識番号が変わります）
☆軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（記入した状態でお持ちください。） ・身分証明書・印鑑（法人の場合は代表者印）・既存の本市のナンバープレート
★本市の標識交付証明書・委任状（代理の方が手続を行う場合）
B. 新規登録の場合
☆軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（記入した状態でお持ちください。） ・身分証明書・印鑑（法人の場合は代表者印）・販売証明書・委任状（代理の方が手続を行う場合）
C. それ以外の場合
・お問い合わせいただくか、市役所ホームページをご確認ください。

注意事項

- ・既存のナンバープレートから交換する場合、ナンバー変更に伴い、自賠責保険等の変更手続が必要になります。又、手数料が発生する可能性がありますので、ご加入の保険会社にご確認ください。
- ・事前交付の受取日時について、指定した日時を過ぎても連絡がなく、手続をされなかった方については権利が無効となります。無効となったナンバープレートについては、順次、一般の交付とさせていただきます。又、申込みされた方以外の名義で登録をすることはできません。
- ・従来型の無地のナンバープレートの受付はこれまでどおり行います（従来型ナンバーとご当地ナンバーのいずれかを選ぶことができます）。
- ・ご当地ナンバーを希望しない場合、従来のナンバープレートはそのまま使用できますので、申請・交換手続は不要です。

男女共同参画

ハーモニ

第50号

問合せ先 企画課企画調整係 ☎22212



市では、男女共同参画の実現の基本目標に、男女の違いを尊重しつつ、性別にとらわれず一人一人が「人」として認められ、その個性や能力をキラリと輝かせることにより、自らの意思で、職場、地域、家庭、学校、その他の社会のあらゆる分野にバランスよく参画できる機会が確保された社会を実現すること、を掲げております。

家庭における男女共同参画においては、男性が働き、女性が家庭を守るというような従来からある性別による固定的役割分担を見直し、個人の意思や能力、希望や適性により役割分担を決めていくことが大切です。

ポリ袋調理で お弁当を作るの
お父さんの育児、家事参加を促進するため、11月13日（土）にお父さんと一緒に子育て講座「ポリ袋調理でお弁当を作ろう」を開催しました。この講座は、「包装食袋」を使って、初心者でも簡単に作れる料理を学ぶもので、7組の親子にご参加いただきました。市では、今後もお父さんの育児参加を応援する講座を開催していきます。



市ホームページ QR



包装食袋
今回の講座で使用した包装食袋は、高密度ポリエチレン製の熱に強い素材でできた袋で、中に食材を入れ、加熱することで調理できます。初心者でも簡単に使用でき、非常時にも役立ちます。

改正の概要
1 男性の育児休業取得促進のための、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設
2 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する、個別の周知・意向確認の措置の義務付け
3 育児休業の分割取得
4 育児休業の取得の状況の公表義務付け
5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
※詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。